

特別養護老人ホーム今川の郷 利用料金表

事業者番号 1473202081

○サービスの取り組みが実施された場合に加算される内容(料金表以外の加算に該当した場合は算定されません)

精神科医師定期的療養指導加算 (5単位/日)	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合に算定します。
看護体制加算(Ⅰ) (4単位/日)	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ) (8単位/日)	看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに、1以上であり、かつ、介護老人福祉施設基準第2条第1項第3号ロに規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。
夜勤職員配置加算(Ⅱ) (18単位/日)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜間及び深夜については2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置が規定され、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上であること。
夜勤職員配置加算(Ⅳ) (21単位/日)	夜勤職員配置加算について、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要について、これをより評価します。)
日常生活継続支援加算(Ⅱ) (46単位/日)	算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4、要介護5の者の占める割合が70/100以上又は日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65/100以上であること。 上記条件かつ介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
個別機能訓練加算 (12単位/日)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を1名以上配置しているものとして県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定。
栄養マネジメント加算 (14単位/日)	常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
口腔衛生管理体制加算 (30単位/月)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
口腔衛生管理加算 (90単位/月)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定します。
外泊時費用 (246単位/日)	外泊及び6日以内の入院期間の取り扱い(外泊月6日以内、月をまたいで連続した場合は最長12日間)については、1日あたり左記の単位が加算されます。 居住費につきましては、外泊(入院)等で施設不在時も在籍していれば、1日あたりの費用をご負担いただくこととなります。 短期入所生活介護に活用させていただいた場合はその日数分は除きます。 ※上記外泊、又は入院日数以上、お部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。(2,500円/日)
療養食加算 (6単位/回)	療養食(糖尿病食等)を提供する場合は、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価をします。
看取り介護加算(Ⅰ) (看取り 当日/1,280単位) (前日・前々日/680単位) (4日~30日前/144単位)	医師による医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断された入所者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう、看取り介護を行った場合は、看取り介護加算が算定されます。(最大30日)
褥瘡マネジメント加算 (10単位/月) (3月に1回を限度)	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し評価します。

特別養護老人ホーム今川の郷 利用料金表

事業者番号 1473202081

看取り介護加算(Ⅱ) (看取り 当日/1,580単位) (前日・前々日/780単位) (4日～30日前/144単位)	施設内での看取りをさらに進める観点から、看取り介護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、より手厚く評価します。 要件として、入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。看護体制加算Ⅱを算定していること。
配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間の場合 (650単位円/回) 深夜の場合 (1,300単位/回)	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことを新たに評価することとする。 入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づけることとする。早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録すること。その他、看護体制加算Ⅱを算定していること。
排せつ支援加算 (300単位/月)	排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に評価します。
低栄養リスク改善加算 (300単位/月)	新規入所時又は再入所時において、低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行う等、低栄養リスクの改善を評価します。
生活機能向上連携加算 (100単位/月)	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価します。
再入所時栄養連携加算 (400単位/回)	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に評価する。
外泊時在宅サービス利用費用 (560単位/日)	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき左記の単位を算定します。
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (3単位/日)	施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (4単位/日)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

・上記単位数から、横浜市地区単価(10.72)を掛けたものから、1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割を差し引いた金額が自己負担額となります。

【利用者負担割合】

65歳以上の方の負担割合は、前年の所得に応じて、1割・2割・3割の3段階となります。

自己負担割合	所得区分	
3割負担	右の①、②の両方満たす方	①65歳以上の方で本人の前年の合計所得金額※1が220万円以上 ②本人を含めた合一世帯の65歳以上の方の年金収入※2+「その他の合計所得額」※3が ◆1人の場合340万円以上、◆2人以上の場合、合わせて463万円以上
2割負担	右の①、②の両方満たす方で3割負担とならない方	①65歳以上の方で本人の前年の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含めた合一世帯の65歳以上の方の年金収入+「その他の合計所得額」が ◆1人の場合280万円以上、◆2人以上の場合、合わせて346万円以上
1割負担	2割負担、3割負担の対象とならない方(64歳以下の方、本人の合計所得が160万円未満の方等)	

※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地建物等の譲渡などの長期(短期)譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。

※2 年金収入には非課税年金(障害年金・遺族年金)は含まれません。

※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金収入に係る雑所得を除いた金額です。

【高額介護サービス費】

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。

1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、越えた分が払い戻される制度です。

詳しくは、生活相談員までご相談ください。